

1. 米国カタリナ社は何を発表したのですか？

- 同社は、貸借対照表の再建を実現するための再建支援契約の条件に基づき特定の債権者/第一優先権を有する債権者の90%以上および第二優先権を有する債権者の75%との合意に達しました。
- この同意は、米国カタリナ社の財務的柔軟性を大幅に向上させ、会社を長期的な発展に向けた位置に立つことができるようにするものです。
- 交渉に基づく財政再建取引を実施するため、米国カタリナ社は合衆国連邦破産法第11条(Chapter 11)の会社更生に対し自己申立てを提出いたしました。
- 本手続きを通し、カタリナグループは財務体質を強化し、柔軟性を高め、テクノロジー、アナリティクス、データサイエンス、また人材への投資を加速させてまいります。
- カタリナが再建手続きを終えた時点で、会社の負債額は、約\$19億ドルから\$3億ドルとなり、\$16億ドル削減されることが予想されています。
- 重要な点として、カタリナグループは、再建手続きを通じて米国内外のすべての事業が通常どおり継続することを計画しています。米国外のカタリナの事業は、Chapter 11の申請には含まれず、更生手続きによる影響を受けません。

2. Chapter 11とは何ですか？ Chapter 11の手続きについて懸念すべきですか？

- 米国におけるChapter 11による再建は、企業が通常どおりの事業を継続しながら、裁判所監督下の更生手続きを通して財務再建を実施できるようにするものです。米国外でのカタリナの事業運営Chapter 11の申請に含まれず、その影響を受けません。
- 米国の裁判所監督下の更生手続きは、清算手続きではないことに留意頂けますようお願い申し上げます。
- ゼネラルモーターズやデルタ航空のような強固な企業の多くも、Chapter 11を使ってバランスシートの再建目標を達成しました。

3. カタリナは倒産するのですか？

- いいえ。これは財務再建であり、米国カタリナ社は財務体質を強化し、柔軟性を高め、テクノロジー、アナリティクス、データサイエンス、人材への投資を加速させてまいります。
- 本手続きを通して、顧客の皆さまに提供するサービスを支障なく、事業運営を通常どおり継続してまいります。
- カタリナは、強固なオペレーション、確かなキャッシュフロー、そして十分な流動性資産を備えており、顧客の皆さまの課題を解決することに引き続き注力してまいります。

4. カタリナの米国以外の法人と取引をするベンダーにとって今回のアナウンスメントはどのような意味がありますか？

- カタリナの米国以外のオペレーションは今回の裁判所管轄下の財務再建プロセスの範囲外となりますので、影響を受けません。米国以外の事業については今までどおりの通常通り行われます。
- 我々の米国におけるバランスシートの強化に対する取り組みが皆様とのより良いパートナーシップに繋がりますことを期待しております。
- 重要な点として、米国における裁判所管轄下の財務再建は破産を意味するものではありません。米国におけるChapter 11は会社の通常のビジネスを通常通り維持しつつ、バランスシートの再建を行うものです。

5. なぜカタリナ US は米国裁判所所管の財務再建策を選んだのですか？

- 我々の選択肢を慎重に検討した結果、米国裁判所の監督に基づく財務再建策がカタリナ US にとって長期的な財務体質強化にとって最善の選択肢と判断するに至りました。
 - 米国裁判所の監督に基づく財務再建が最も我々の日常の事業運営を阻害せずに財務再建を戦略的に実現できるものです。
 - この選択は、我々のテクノロジー、アナリティクス、データサイエンス、そして人材への投資を加速し、コアの能力を強化し、顧客の皆さまに新たなデータドリブン・ソリューションを提供するための投資を加速させることにより、我々のビジネスをもう一段進化させるための大事な一歩です。
6. **カタリナはビジネス上の責務を果たすのに十分な流動性資金を持っていますか？**
- はい、カタリナは本プロセス期間中の通常の事業運営を継続するための十分なキャッシュフローと流動性を確保しております。
 - カタリナ US は、財政再建期間中の運転資金として使用できる別途 125 百万ドルの DIP ファイナンスについての確約を受けております。
 - これに加え、第一優先順位の債権者の一部から、カタリナ US の再建計画の完遂の際に、事業運営を支援するための 40 百万ドルのエクジット・ファイナンスの確約を受けております。
7. **我々がカタリナに提供した物品や役務提供に対しての支払いは行われますか？**
- カタリナの米国以外の事業については Chapter11 の申請の対象外です。
 - カタリナは我々の米国以外の事業法人に提供された物品や役務提供に対しての対価についてはベンダーの皆様に通常通りお支払いいたします。
 - 再建策申請日以降であっても、物品や役務提供に対しての請求書については特定の買掛金勘定に計上され、支払いについては該当するお取引条件に従ってお手続きさせていただきます。
 - 皆様の変わらぬご愛顧により、より良いパートナーシップを構築し、相互的な事業発展に寄与させて頂きたくお願い申し上げます。
 - 常に皆様とのパートナーシップに感謝申し上げますとともに、引き続きお取引をさせて頂けますようお願い申し上げます。
8. **なぜ、カタリナとのパートナーシップを継続すべきでしょうか？**
- カタリナの米国以外の事業については Chapter11 の申請の対象外です。カタリナは我々の米国以外の事業法人に提供された物品や役務提供に対しての対価についてはベンダーの皆様に通常通りお支払いいたします
 - カタリナは本プロセス期間中の通常の事業運営を継続するための十分なキャッシュフローと流動性を確保しております。
 - 我々のカタリナ US の財務バランスの改善への取組が、我々のより良いパートナーシップに寄与するものと期待しております。
9. **カタリナのコンタクト先は同じでしょうか？**
- はい、今までどおりのカタリナのコンタクト先へご連絡ください。
10. **さらに詳しい情報はどこで見ることができますか？**
- 詳しい情報については、カタリナ特設ウェブサイト (www.catalinarestructuring.com) をご覧ください。または、米国カタリナ社の情報ホットライン 844-205-4337 (フリーダイヤル) または 917-460-0912 までご連絡ください。
 - 裁判所関連の書類ならびに裁判所監督下での再建進捗情報については、<http://cases.primeclerk.com/Catalina> にてご確認頂けます。

- あるいは、カタリナマーケティングジャパン株式会社宛、inquiry-jp@catalina.com (コーポレート・コミュニケーション担当 松岡・小久保)までご連絡ください。